

## 博物館法改正に向けての検討ポイント(メモ)

令和3年2月9日

文化審議会博物館部会ワーキンググループ (日本博物館協会 半田昌之)

**2. 日本の博物館の社会教育機関としての基本的要件を規定**

- ・ 教育基本法に基づく社会教育法の特別法としての位置付けの継承
- ・ シンプルで包括的な定義
- ・ 博物館である要件を外形的要素から質的要素に転換
- ・ 質的要素を担保する博物館として必要な事業内容の明示
- ・ 発展的に事業を持続するために必要な組織・職員の構成
- ・ 専門(的)職員が司る(担う)基本的業務の明示
- ・ 設置、運営、現場実務それぞれの責任と役割の明示
  - ICOMでのミュージアム定義の見直し内容の参照
  - 定義のキーワード: 公共性・非営利性・包摂性など / 保存活用・調査研究・教育・発信など
  - 博物館の原則、関係者の行動規範(博物館倫理規定)の見直しと更新との連動
  - 経営のガバナンス、運営のマネジメント、専門的オペレーションの位置付け整理
  - 学芸員の業務領域の見直しと再整理
  - 現行学芸員養成制度の課題と今後の方向性の整理と継続的検討の体制整理

**2. 一定要件を備えた博物館を社会的に位置付ける(登録/認定/承認)制度の整備**

- ・ 「相談」と「支援」による博物館全体の総合力を高める制度目的の明示
- ・ 名称独占に代わる新たな公的名称の設定
- ・ 位置付けに必要な基本的基準の整理
- ・ 制度を運用するための、国・地方自治体の役割の整理
- ・ 各博物館の持続的機能充実を担保するための定期的チェック体制の導入
- ・ 制度を運用する第三者機関の在り方の整理
  - 参考となる海外の制度の参照
  - 学芸員をはじめ博物館職員の人材育成・研修システムの検討
  - 制度を持続的に実施・定着させるために必要な財源・人材の検討

**3. 法改正への理解醸成、実効性の確保、多様化する役割へのリンク**

- ・ 設置者、館種団体等からの十分な意見聴取と丁寧な情報提供・共有
- ・ 文化財保護法との有機的連携、文化芸術基本法等関連法規との役割分担
- ・ 「博物館の設置と運営に関する望ましい基準」の見直し
  - 博物館の運営実態の把握と課題の抽出
  - 全国博物館長会議ほか、フォーラム、シンポジウム等の開催・活用
  - 倫理規定、望ましい基準等を含めた議論・検討の場の継続的確保

\* 参考：博物館の運営現場の課題意識

(令和元年度博物館総合調査より 博物館部会資料から再掲)

表3-21-5 博物館界の問題点「Q23-2」

項目	すごくあてはまる とまああてはまる の合計 (%)	前回調査からの 増減 (%)
i) 国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない。	72.7	-0.8
k) 市民、国民が博物館を支援する体制ができていない。	70.9	-0.6
h) 日本の博物館の国際化が進んでいない。	60.0	0.3
g) 日本の博物館界と博物館界以外の連携・協力が十分ではない。	64.5	-1.7
e) 職員の能力開発が十分ではない。	62.1	2.3
a) 日本の博物館の国の指針・政策の方向性が明確に示されていない。 * 前回の設問：日本の博物館の将来像が明確になっていない。	60.0	-4.4
b) 博物館法等の法令が博物館の実情にあっていない。	59.0	3.6
c) 博物館登録制度が博物館の実情にあっていない。	57.8	-0.7
f) 日本の博物館界における相互の連携・協力が十分ではない。	56.3	-1.7
j) 博物館関係の各種協会・団体の活動が十分ではない。	54.0	-2.9
d) 学芸員養成制度に問題がある。	52.6	3.2